

令和5年度全国・ブロック体育大会派遣費補助事業の取扱いについて

三重県高等学校体育連盟

1 目的

高等学校等の生徒の全国・ブロック体育大会への参加を支援し、運動部活動の健全な発展と充実を図るため、交通費、宿泊費、器具・用具運搬費の補助及び全国・ブロック体育大会への参加に義務づけられた新型コロナウイルス検査に要する費用の補助を行う。

2 補助内容

(1) 全国・ブロック体育大会派遣費補助

該当大会に出場する生徒に支給する交通費及び宿泊費とする。

(2) 器具・用具運搬費補助

該当大会に出場する生徒の競技に必要な器具・用具の運搬に要する費用とする。

(3) 新型コロナウイルス検査費補助

該当大会に出場する生徒に義務づけられた新型コロナウイルスの検査に要する費用とする。

3 支給対象大会及び補助率

(1) ブロック体育大会「補助率1/3」

- ① 東海高等学校総合体育大会
- ② 東海高等学校定時制・通信制体育大会
- ③ 東海高等学校選抜体育大会
- ④ 東海高等学校新人陸上競技大会
- ⑤ 東海高等学校駅伝競走大会
- ⑥ 東海地区高等学校野球大会
- ⑦ 東海地区盲学校体育大会
- ⑧ 東海地区聾学校体育大会
- ⑨ 東海地区特別支援学校知的障害者教育サッカー大会

(2) 全国体育大会「補助率1/2」

- ① 全国高等学校総合体育大会（スキー、スケート競技を含む）
- ② 全国高等学校定時制・通信制体育大会
- ③ 全国高等学校選抜大会
- ④ 全国高等学校駅伝競走大会
- ⑤ 全国盲学校体育大会
- ⑥ 全国聾学校体育大会
- ⑦ 全国知的障害特別支援学校高等部サッカー選手権大会
- ⑧ 上記に準ずる大会（全国大会としてスポーツ庁が認めた大会のうち、三重県高等学校体育連盟と三重県教育委員会が協議して決定する。）

(3) 新型コロナウイルス検査費「補助率10/10」

上記大会に出場する際に生徒に義務づけられた新型コロナウイルス検査（補助率10/10）

4 支給対象

(1) 全国・ブロック体育大会派遣費補助

支給の対象となる者は、三重県内に所在する高等学校等の生徒とし、該当大会の正規の登録メンバーとする。

(2) 器具・用具運搬費補助

〔支給対象競技〕 ① ボート競技 ② ヨット競技 ③ カヌー競技
④ 陸上競技（棒高ポール、槍） ⑤ スキー競技（板・ストック）
⑥ 自転車競技

(3) 新型コロナウイルス検査費補助

支給の対象となる者は、三重県内に所在する高等学校等の生徒とし、該当大会の正規の登録メンバーとする。

5 支給方法

該当する高等学校等の請求に基づいて、三重県高等学校体育連盟会長が内容を審査のうえ支給する。

6 申請手続き

該当する高等学校等は、大会終了後すみやかに請求書類を三重県高等学校体育連盟会長宛に提出する。

(1) 全国・ブロック体育大会派遣費補助

大会終了後すみやかに請求書類（実績報告書、請求書及び旅費精算請求書）を提出する。ただし、東海・全国高等学校選抜大会、東海・全国盲学校体育大会、東海・全国聾学校体育大会及び東海地区特別支援学校知的障害者教育サッカー大会に関する請求には、大会要項のコピーを添付すること。

(2) 器具・用具運搬費補助

大会終了後すみやかに請求書類（領収書）を三重県高等学校体育連盟会長宛に提出する。

(3) 新型コロナウイルス検査費補助

大会終了後すみやかに請求書類（請求書、領収書、大会に出場する際に新型コロナウイルスの検査を義務づけられていることを証明する文書及び検査費用が明記されている文書）を三重県高等学校体育連盟会長宛に提出する。

7 その他

(1) 全国・ブロック体育大会派遣費補助

- ① 交通費は、学校所在地から会場の最寄り駅または停留所までの1往復とする。
- ・生徒の交通費の請求については、学割等を利用した金額で請求するものとする。
 - ・貸し切りバスを利用する場合については、経費を利用者数で除した金額を生徒の交通費として認める。ただし、公共交通機関を利用した場合の金額を請求金額の限度とする。
 - ・自家用車の利用について、生徒が引率者の自家用車等に同乗する場合、生徒の交通費は認められない。

※（注意）自家用車等を利用する場合は、「部活動における児童生徒の輸送に係る交通安全対策について（平成7年3月23日付け、教委第183号、平成29年3月2日、一部改正）」によること。

- ② 宿泊費は、以下のとおりとする。
 - ・各大会の宿泊要項等に定める額とする。
- ③ 宿泊日数は、出場権のある競技開始日（含む開会式）の前泊から出場権を失った日の宿泊までを請求限度とする。

なお、ブロック体育大会の前泊については、競技開始時間（含む開会式）が、12時を超えるものは対象外とする。
- ④ 三重県内で開催される全国・ブロック体育大会については、原則として宿泊を認めない。

(2) 器具・用具運搬費補助

- ① 器具・用具運搬費については、学校所在地から、大会会場までの1往復の費用とする。

令和5年度全国・ブロック体育大会の高等学校等引率教職員に係る新型コロナウイルス検査費用補助金の取扱いについて

三重県教育委員会

1 目的

高等学校等における学校運動部活動の健全な発展と充実をはかるため、全国・ブロック体育大会に出場する生徒を引率する教職員に義務づけられた新型コロナウイルス検査に要する費用の補助を行う。

2 補助内容

該当大会に生徒を引率する教職員に義務づけられた新型コロナウイルス検査に要する費用とする。

3 支給対象大会及び補助率

該当大会に出場する生徒を引率する教職員に義務づけられた新型コロナウイルス検査（補助率10／10）

4 支給対象

三重県内に所在する高等学校等の教職員で、該当大会に出場する生徒を引率し、三重県高等学校体育連盟から経費を支給される教職員とする。

5 支給方法

該当する高等学校等の請求に基づいて、三重県高等学校体育連盟会長が内容を審査のうえ支給する。

6 請求手続き

該当する高等学校等は、大会終了後すみやかに請求書類（実績報告書、請求書及び旅費精算請求書）を三重県高等学校体育連盟会長宛に提出する。

7 その他

本取扱いに定めのない場合等、必要に応じて三重県高等学校体育連盟は県教育委員会に協議をするものとする。

令和5年度全国・ブロック体育大会引率教職員旅費等委託事業実施要項

三重県高等学校体育連盟

1 趣 旨

学校における運動部活動は、生徒の個性の伸長や心身の健全な育成、次代を担う少年の競技力の向上が図られ、社会性や道徳性が身につけられるとともに、生涯にわたってスポーツに親しむ基礎づくりを進めることができる。

本県を代表して、学校運動部活動の成果を発表する場としての学校体育大会に参加する生徒を引率する教職員の旅費を支弁することについて、その取り扱いを定めるものとする。

2 対象者及び引率者数

対象者は、支給対象となる大会に参加する生徒を引率する当該校の校長が認める教職員とし、引率者の人数は、男女種目別に1名若しくは2名とする。

3 事業の内容

支給対象大会出場にかかる引率者の旅費を、「職員等の旅費に関する条例」に準じて支給する。（但し、宿泊に係る食費については、1泊につき2食分とする。）

4 対象となる大会

(1) 高等学校等東海・ブロック体育大会（支給割合 10/10）

- ① 東海高等学校総合体育大会
- ② 東海高等学校定時制・通信制体育大会
- ③ 東海高等学校選抜大会
- ④ 東海地区高等学校新人陸上競技大会
- ⑤ 東海高等学校駅伝競走大会
- ⑥ 東海地区高等学校野球大会
- ⑦ 東海地区盲学校体育大会
- ⑧ 東海地区聾学校体育大会
- ⑨ 東海地区特別支援学校知的障害教育サッカー大会

(2) 高等学校等全国体育大会（支給割合 10/10）

- ① 全国高等学校総合体育大会（スキー・スケート競技を含む）
- ② 全国高等学校定時制・通信制体育大会
- ③ 全国高等学校選抜大会
- ④ 全国高等学校駅伝競走大会
- ⑤ 全国盲学校体育大会
- ⑥ 全国聾学校体育大会
- ⑦ 全国知的障害特別支援学校高等部サッカー選手権大会
- ⑧ 上記に準ずる大会（全国大会として文部科学大臣が認めた大会のうち、三重県高等学校体育連盟と三重県教育委員会が協議して決定する。）

5 その他

- (1) 県教育委員会は、本事業が効果的に実施されるよう三重県高等学校体育連盟に対し、助言する。
- (2) 三重県高等学校体育連盟は、事業委託前に事業計画を、年度末に業務完了報告書を県教育委員会に提出する。
- (3) 三重県内で開催される全国・ブロック体育大会については、原則として泊を認めないこととする。

令和5年度全国・ブロック体育大会派遣費補助事業 及び
令和5年度全国・ブロック体育大会引率教職員旅費委託事業の取り扱いについて
三重県高等学校体育連盟

1 申請手続きについて

(1) 提出について

- ・大会終了後1ヶ月以内の実績報告書、請求書、旅費内訳書及び添付書類を、三重県高体連ホームページへアップロードすること。
- ・3月に実施される大会については、別途期日を定める。
- ・期日を過ぎる場合は、支給対象外となることがある。
- ・提出方法については「申請書類の提出方法について」を確認すること。

(2) 実績報告書及び請求書

- ・生徒の請求金額における小数点以下の端数については切り捨てる。
- ・本事業における高体連からの支払いについて、受領権限を委任する必要があるため、委任欄へ必ず記名押印をすること。(様式2, 4, 5, 6, 7)
振込口座名義が請求者名であっても、委任欄に記名押印が必要である。(令和3年度財政的援助団体等監査での指摘事項)
- ・「大会派遣費補助事業」もしくは「大会引率教職員旅費委託事業」の旅費請求が必要ない場合も「0円」で提出すること。(様式1, 2, 3, 4)

(3) 旅費内訳書

- ・生徒は、同じ行程であれば1枚の提出でよい。ただし、異なる行程の場合は各行程毎に提出すること。
- ・引率教職員は、同じ行程であっても1人1枚ずつ提出すること。

(4) 添付書類

必ず下記の書類を添付すること。

- ・参加申込書のコピー
- ・大会要項及び大会宿泊要項(東海総体、東海定通大会、全国総体、全国定通大会を除く)
- ・幹旋業者による宿泊精算書のコピー(全国総体)
- ・各種領収書のコピー
(宿泊費および宿泊に伴う諸雑費、旅行雑費(実費額)や貸切りバス、有料シャトルバス、カーフェリー利用に係る領収書、器具・用具運搬費補助に係る領収書、航空機利用に係る「搭乗日」「搭乗者名」「搭乗区間」「料金単価」が分かる領収書等)

2 支給対象について

- ・支給の対象となる引率教職員の人数は、男女競技別に生徒6名以内の場合1名、7名以上の場合は2名とする。
男女の区別のない競技においては、参加人数に対して対象となる引率教職員数を決定する。
- ・支給の対象となる生徒は、三重県内に所在する高等学校(公立、私立及び高等学校に準ずる学校を含む)の生徒とし、該当大会の正規の登録メンバー(正選手・補欠)とする。
マネージャー・介添・役員・帯同審判員・記録員・セコンド等は登録の有無にかかわらず対象外とする。
- ・レスリング競技の補員及び自転車競技の補欠については、出場できない事が確定した時点で、出場資格を失ったものとし請求すること。補員である生徒が出場した場合、補員と交代した生徒は交代した時点で、出場資格を失ったものとし請求すること。

3 宿泊費について

(1) 宿泊費上限額

- ・生徒は、10,700円を上限とした実費額とする。(1泊2食・税込)
- ・引率教職員は、【甲地方 11,700円、乙地方 10,700円】を上限とした実費額とする。(1泊2食・税込)

甲地方	さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市
乙地方	甲地方以外の地域

- ・引率教職員の宿泊費について、上限額は大会会場の地域ではなく、実際に宿泊した地域の金額とする。(宿泊施設名・所在地を明記すること)
- ・宿泊施設が指定される場合(単なる斡旋ではなく、旅行者に選択の余地がない場合に限る)の取扱いは「宿泊施設が指定される場合の取り扱い」のとおりとする。
- ・上限を超えた宿泊費を請求する場合には、宿泊申込書のコピーを添付すること。

(2) 宿泊に伴う食費

- ・生徒・引率教職員共に、食事無しプランにて宿泊した場合、食事代金相当として上記上限額の範囲内で朝食600円、夕食1,700円の定額加算ができる。
[例：1泊朝食付きの場合、宿泊費(1泊朝食)＋夕食費相当額1,700円の請求が可能]
- ・昼食は対象外とする。

(3) 宿泊対象期間

- ・出場権のある競技開始日(参加する必要がある開会式を含む)の前泊から出場権を失った日の宿泊までを請求限度とする。
なお、ブロック体育大会の前泊については、競技開始時間(参加する必要がある開会式を含む)が、12時を超えるものは対象外とする。
- ・開会式、監督者会議等がオンラインで実施された場合は、対象外とする。
なお、実施直前に開会式等の実施方法が変更された場合に係る宿泊費のキャンセル料に関しては、高体連事務局へ相談すること。

(4) 宿泊に伴う駐車場代

- ・宿泊に伴う駐車場代は宿泊費として請求する。
なお、その場合は宿泊費＋駐車場代として「(1) 宿泊費上限額」を上限額とする。

(5) その他

- ・県内で開催される全国・ブロック体育大会については、原則として宿泊費は対象外とする。

4 旅費について

(1) 交通費

- ・生徒は「学校所在地から会場の最寄り駅または停留所までの1往復とし、原則として学割等を利用した最も経済的な通常の経路で公共交通機関を利用するもの」とする。
- ・引率教職員は「原則として最も経済的な通常の経路で公共交通機関を利用するもの」とするが、必要に応じて自家用車利用での請求をすることができる。その際の請求額は、県の旅費規定に準じ「23円×距離数(km)」とする。
- ・教職員及び生徒が自家用車等に同乗する場合の交通費は対象外とする。
- ・学校所有の車両を利用した場合は、旅行雑費のみを対象とする。
- ・公立高校教職員が自家用車等に生徒を同乗させる場合は、「部活動における児童生徒の輸送

に係る交通安全対策について（平成7年3月23日付け、教委第183号、平成29年3月2日、一部改正）」によること。但し、請求できる引率教職員数は規程人数を上限とする。

・該当大会出場以外の用務に係る旅費は対象外とする。

該当大会出場以外の用務（合宿及び練習試合含む）の用務地から該当大会へ出発する場合は、その会場地からの請求となる。ただし、学校所在地からの交通費を上限額とする。

該当大会出場後に合宿及び練習試合等、別の用務へ向かった場合は、復路の請求は対象外とする。

・以下の費用は、使用料及び賃借料となるため対象外とする。

レンタカー利用料、タクシー運賃、ロープウェイ運賃、カーフェリーに係る運搬代

(2) 旅行雑費

- ・旅行者が公務上の必要により、やむを得ず負担した有料道路及び有料駐車場の利用料金については補助対象日、対象区間に限り請求できる。（必ず領収書等を添付）
- ・宿泊に伴う駐車場代は宿泊費として請求する。

(3) 航空機の利用について

- ・離島（北海道、四国地区、九州地区及び沖縄県）へ出張する場合は利用することができる。それ以外は、旅費合計額が鉄道を利用する場合よりも低廉な場合は利用することができる。
- ・北海道へ出張する場合の利用空港は、原則中部国際空港を利用すること。
- ・伊賀市及び名張市以外の地区から四国地区、九州地区及び沖縄県へ出張する場合の利用空港は、原則中部国際空港を利用すること。ただし、四日市以北の地域から出発する場合は、愛知県名古屋飛行場（県営名古屋空港）も利用することができる。
- ・伊賀市及び名張市から四国地区、九州地区及び沖縄県へ出張する場合の利用空港は、原則伊丹空港を利用すること。ただし、航空機の時刻などにより、伊丹空港を利用できない場合は、愛知県名古屋飛行場（県営名古屋空港）又は、中部国際空港を利用することができる。
- ・経費削減のため早割等の利用をすること。
- ・領収書及び「搭乗日」「搭乗者名」「搭乗区間」「料金明細」（利用料・燃料サーチャージ料等費用明細が分かるもの）が分かる資料を添付すること。領収書及び必要資料がない場合には客観的に支払額等が確認できないため対象外とする。
- ・旅客施設使用料、燃料サーチャージ料は交通費として請求する。
- ・取扱手数料等「旅行代理店の収入となる費用」は対象外とする。
- ・受託手荷物手数料・座席指定料金は対象外とする。

(4) 貸切りバスの利用について

- ・貸切りバスを利用した場合は[経費の総額を利用人数で除した金額×支給対象人数]を交通費として請求することができる。ただし、公共交通機関を利用した場合の金額を上限とする。
- ・旅費内訳書（公共交通機関での経路を算出したもの）及び貸切りバス費用を算出した資料を添付すること。（除した金額の小数点以下の端数については、教職員は「切り上げ」生徒は「切り捨て」にて算出）
- ・運転手のみ契約した場合、貸切りバスを利用した場合と同様に請求する。その際に経費の総額に含まれるものは「借り上げ料」「有料道路通行料」「駐車料金」「乗務員費用（乗務員宿泊費含）」とする。

(5) 自家用車出張によるカーフェリーの利用について

- ・運転手のフェリー利用料及び車の運搬代は、使用料及び賃借料となるため対象外とする。
- ・同乗者の船賃は、交通費として請求する。

- ・フェリー利用に係る食卓料は、利用時間によって夕食費相当額1,700円、朝食費相当額600円を請求できる。その際は宿泊費として請求する。

5 宿泊費・交通費の主催者等からの補助について

- ・全国選抜大会、選手権大会では、主催者からの補助金が支給される場合があり、その場合は支給される補助額を減じて請求すること。{ (請求額－補助額) × 補助率 1/2 }
- ・なお、補助額の証明となる資料（精算書及び補助額の振込が証明できる資料）を必ず添付すること。

6 器具・用具運搬費補助について

- ・器具・用具運搬費については、学校所在地から、大会会場までの1往復の費用とする。
- ・支給の対象となる競技及び物品は以下のとおりとする。
 - ①ボート競技 ②ヨット競技 ③ カヌー競技
 - ④陸上競技（棒高ポール、槍） ⑤スキー競技（板・ストック） ⑥ 自転車競技
- ・衣類等が入っている鞆等は対象外とする。

7 その他

- ・「GoTo トラベル事業」「みえ得トラベルクーポン」等の、公費出張等による利用が想定されていない事業から補助を受けた場合、本事業（補助事業及び委託事業）の対象外とする。

宿泊施設が指定される場合の取り扱い

引率教職員の宿泊費について、以下の条件を満たして申し込んでいるにもかかわらず、上限額を超えた宿泊先を指定された場合、上限額を超えた実費額を対象とします。ただし、単なる斡旋ではなく、旅行者に選択の余地がない場合に限りです。

生徒の宿泊費については、上限額の変更はありません。

○対象となる条件（1，2の条件をともに満たすこと）

1，第1希望とする宿泊先（区分）の宿泊料金（1泊2食・税込）が、上限額【甲地方 11，700円、乙地方 10，700円】以下または、上限額を含む区分であること。

2，第2希望、第3希望とする宿泊先（区分）の宿泊料金（1泊2食・税込）が、上限額を超える宿泊先（区分）から選択する場合は、選択できる最も低廉な宿泊先（区分）から順に選択すること。

（条件を満たす例・・・【表1】の料金区分において乙地方に宿泊する場合）

例①：第1希望において【 F 】【 G 】【 H 】のいずれかを選択し、
第2希望【 E 】第3希望【 D 】の順に選択している。

例②：第1希望【 F 】第2希望【 G 】第3希望【 E 】と選択している。

※【 E 】の料金区分の選択が無い場合

例③：第1希望において【 F 】【 G 】【 H 】のいずれかを選択し、
第2希望【 D 】第3希望【 C 】の順に選択している。

（条件を満たさない例・・・【表1】の料金区分において乙地方に宿泊する場合）

例④：第1希望【 E 】第2希望【 D 】第3希望【 C 】と選択している。
（第1希望とする宿泊区分の宿泊料金（1泊2食・税込）が、上限額を超えている為）

例⑤：第1希望【 F 】第2希望【 D 】第3希望【 E 】と選択している。

例⑥：第1希望【 F 】第2希望【 G 】第3希望【 D 】と選択している。
（第2希望もしくは第3希望が最も低廉な宿泊区分から順に選択されていない為）

【表1】（全国高校総合体育大会宿泊要項より抜粋）

料金区分		宿泊料金								
		宿泊施設 S (★注)	宿泊施設 A	宿泊施設 B	宿泊施設 C	宿泊施設 D	宿泊施設 E	宿泊施設 F	宿泊施設 G	宿泊施設 H
選手・監督・役員・視察員・報道関係者等	(イ)1泊2食 又は 1泊夕食 (無料朝食 サービス付含)	16,001円	15,001円	14,001円	13,001円	12,001円	11,001円	10,001円	9,001円	7,000円
		17,000円	16,000円	15,000円	14,000円	13,000円	12,000円	11,000円	10,000円	9,000円
選手・監督・役員・視察員・報道関係者等	(ロ)1泊朝食	14,501円	13,501円	12,501円	11,501円	10,501円	9,501円	8,501円	7,501円	6,500円
		15,500円	14,500円	13,500円	12,500円	11,500円	10,500円	9,500円	8,500円	7,500円
選手・監督・役員・視察員・報道関係者等	(ハ)素泊り (無料朝食 サービス付含)	13,501円	12,501円	11,501円	10,501円	9,501円	8,501円	7,501円	6,501円	4,500円
		14,500円	13,500円	12,500円	11,500円	10,500円	9,500円	8,500円	7,500円	6,500円

サービス料・消費税込

令和5年度全国・ブロック体育大会新型コロナウイルス検査費補助事業の取扱いについて

三重県高等学校体育連盟

1、対象大会

- ・対象大会は令和5年度全国・ブロック体育大会派遣費補助事業対象大会とする。

2、対象者

- ・対象者は該当の大会に出場する際に新型コロナウイルス検査（PCR検査、抗原検査、抗体検査）を義務づけられた、生徒並びに教職員とし、該当大会の正規の登録メンバーとする。

※対象となる生徒数は、従来の全国・ブロック体育大会派遣費補助事業と同数とする。

※対象となる教職員は、引率教職員（男女競技別に生徒6名以内1名、生徒7名以上2名）、大会に登録した監督及びコーチなどとする。

3、対象費用

- ・対象費用は、対象者の新型コロナウイルス検査費用、新型コロナウイルス検査に係る配送料及び振込手数料とする。

・生徒の対象費用と教職員の対象費用（検査費用・配送料・振込手数料）は分けて精算すること。但し、大会主催者などにより、チーム単位で単価が定められている場合は、その全額を対象人数で案分すること。（除した金額の小数点以下の端数については、教職員は「切り上げ」生徒は「切り捨て」にて算出）

4、申請手続き

- ・申請の期限は令和6年4月1日までに、三重県高体連ホームページへアップロードすること。

・該当する学校は、派遣費補助事業新型コロナウイルス検査費補助事業請求書（様式6）及び引率教職員新型コロナウイルス検査費補助事業請求書（様式7）を、三重県高等学校体育連盟会長宛に申請する。

- ・（様式6）及び（様式7）は、派遣費補助事業実績報告書（様式1）及び請求書（様式2）と一緒に申請することとし、（様式6）及び（様式7）のみでは申請できない。
- ・（様式6）及び（様式7）には、領収書、大会に出場する際に新型コロナウイルス検査を義務づけられていることを証明する文書及び検査費用が明記されている文書を添付する。但し、令和5年3月に行われる大会については、（様式6）及び（様式7）のみで提出ができることとし、提出の際は参加申込書を添えること。

※配送料などで領収書の発行が難しい場合は、学校名及び金額が明記されている配送伝票や振込証明書で代用することができる。